

名称等	事務処理上の誤りについて
担当	市民福祉部 こども家庭課 直通 055-934-4827 内線 2161
	市民福祉部 国民健康保険課 直通 055-934-4725 内線 2111

下記の2つの案件について、事務処理上の誤りが判明しましたので報告します。
なお、内容、経緯、原因、対応等の詳細は別添資料のとおりです。

記

	案件名	担当部署
1	児童手当の支給誤り	こども家庭課
2	国民健康保険料の軽減判定区分誤り	国民健康保険課

1 児童手当の支給誤り

1 内容

児童手当支給のための所得計算方法に誤りがあり、平成 24 年 6 月分～平成 30 年 5 月分の児童手当の支給額を誤った。

2 経緯

平成 27 年度所得金額の修正申告が提出された案件につき、過年度所得の確認を行ったところ、児童手当の算出根拠となる所得計算にシステム上の誤りがあることが判明した。

3 原因

平成 24 年度と平成 28 年度に行ったシステム改修作業において、所得の計算方法を誤った。

(1) 平成 24 年度改修時の誤り

誤りの内容 : 分離課税される一部の所得額を加えて計算
(追加支給人数 4 人)

影響期間 : 平成 24 年 6 月分～平成 28 年 5 月分

(2) 平成 28 年度改修時の誤り

誤りの内容 : 一部の雑所得額を除いて計算
(過払い(返納)人数 3 人)

影響期間 : 平成 28 年 6 月分～平成 30 年 5 月分

4 支給誤りの件数と金額

- ・ 追加支給者 4 人、支給額合計 350,000 円
- ・ 過払い者(返納者) 3 人、返納額合計 490,000 円

5 対応

- ・ 対象者を訪問して謝罪する。
- ・ 追加支給の対象者には、速やかに支給手続きを行う。
- ・ 過払い者には返納をお願いし、今後支給される手当との相殺や納付書払い等で対応する。
- ・ 今後のシステム改修の際のチェック体制を強化する。

2 国民健康保険料の軽減判定区分の誤り

1 内容

国民健康保険料の軽減判定の算定基準データに変更漏れがあり、平成 30 年度国民健康保険料の決定通知書に誤った軽減判定区分を記載した。

2 経緯

7月20日に市民から、7月13日発送の決定通知書中の軽減判定区分について問合せがあったため、確認調査を行う中でシステム上のデータ変更の漏れが判明した。

3 原因

保険料の軽減判定を行う際、世帯の被保険者数に応じて乗ずる基準額を、平成 30 年度の改定金額に修正せず、平成 29 年度のままの金額で判定した。

5割軽減 正 275,000 円 ⇒ 誤 270,000 円

2割軽減 正 500,000 円 ⇒ 誤 490,000 円

※ 軽減判定の基準(参考)

「世帯主及びすべての被保険者の前年中の合計所得」が、次の場合に均等割額及び平等割額を軽減する。

(平成 30 年度)

5割軽減	$33 \text{ 万円} + 275,000 \text{ 円} \times \text{世帯に属する被保険者の数}$	を超えないとき
2割軽減	$33 \text{ 万円} + 500,000 \text{ 円} \times \text{世帯に属する被保険者の数}$	を超えないとき

4 誤りの件数

該当世帯数 194 世帯

(内訳) 「2割軽減」を「5割軽減」へ訂正する世帯 82 世帯

「軽減なし」を「2割軽減」へ訂正する世帯 112 世帯

5 対応

- ・ 該当者全員にお詫びと変更のお知らせ通知を送付する。
- ・ 減額となる保険料は、2期以降で支払う保険料を減額し調整する。
- ・ 今後の制度改正等の際の入力チェック体制を強化する。